

厚木市事業所等実態調査認定基準

項目	基準
事業所等の形態	<p>【本店登録事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社所有又は賃貸による物件であり、専用の事業所のスペースが確保されていること。 ・併用住宅の場合は、事業所の機能を有するスペースが確保されていること。 ・事業所を他社と共用している場合は、相互の区域へ容易に立ち入ることができないよう処置されていること。ただし、登録業種が異なるなど入札参加等に影響がないと認められる場合はこの限りではない。 <p>【受任地登録事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社所有又は賃貸による物件であり、事業所専用で使用されていること。 ・併用住宅の場合は、住居と事業所の出入口が独立しており、かつ相互の区域へ容易に立ち入ることができないように処置されていること。 ・事業所を他社と共用している場合は、相互の区域へ容易に立ち入ることができないよう処置されていること。ただし、登録業種が異なるなど入札参加等に影響がないと認められる場合はこの限りではない。 <p>【共通】</p> <p>物品登録事業者においては、店舗販売または、営業活動(複数の商品カタログや商品関連書類の設置、商品サンプルや倉庫等へ在庫商品が置かれている状態等)が行われていると認められること。</p>
看板・表札の表示	風雨に耐えられる耐久性があり、表示が外観上確認できること。
事務機器等の設置状況	契約印、固定電話、机、事務機器、什器備品等を備え、契約事務が行われていること。
通信	電話が自社専用であり、他社へ転送していないこと。
公共料金	事業所等の公共料金(電気、水道、電話)の直近の支払いが、本店または事業所等の名義でされていること。(併用住宅の場合は、事業所等の実態を調査のうえ総合的に判断する。)
営業活動に係る人的配置	事業所等に常駐の役員又は自社と直接かつ恒常的な雇用関係にある常駐の社員が配置されていること。常駐とは、特別の理由がある場合を除き、常時、事業所等に勤務していることをいう。市外の本店等と兼務になっているものは常駐と認めない。
出勤簿等の備付状況	社員の出勤を管理するタイムカード、出勤簿、システム等を常に備え、使用していること。
その他	<p>【工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法に定める標識を掲示していること。 <p>【コンサル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測量は測量法に定める標識を掲示していること。 ・建築設計は建築士法に定める標識を掲示していること。